

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 江南市立布袋北保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 大日向 美佳	定員（利用人数）： 140名（131名）	
所在地： 愛知県江南市安良町八王子137		
TEL： 0587-56-3689		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 平成21年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社日本保育サービス		
職員数	常勤職員： 18名	非常勤職員： 14名
専門職員	（園長） 1名	（園長代理） 1名
	（栄養士） 2名	（保育士） 21名
	（調理員） 6名	（用務員） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等） 保育室、調理室、遊戯室

③理念・基本方針

★理念

・法人

1. 安全・安心を第一に
2. いつまでも思い出に残る保育を
3. 地域とつながり支え合う施設として社会に貢献
4. 職員が楽しく働ける職場であること
5. 常に時代が求める子育て支援実施

・施設・事業所

一人ひとりの主体性を大切にし、自ら伸びようとする力を育む

★基本方針

豊かな心と丈夫な身体でよく遊ぶ子どもを目指して保育する

④施設・事業所の特徴的な取組

・食育活動（野菜を育てて、収穫し、給食で食べる事で食育に興味をもてるようにしている）
 ・CPR訓練（毎月、色々な想定で行い、実際に起こった時に落ち着いて行動出来るように訓練している。）
 ・園庭環境（子ども達が自ら考え、遊び込める環境作り）
 築山登りで未満児の体幹を鍛える、ビールケースやバスマット等を多く揃え、組み合わせて見立て遊びができるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 8月25日（契約日）～ 令和 5年 4月18日（評価確定日） 【令和 4年12月26日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	12回 （令和3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けた取組み

「子どもの主体性を大切にされた保育」に努め、子どもが自分で考えて活動できる環境を整え、公開保育を実施するなど江南市のモデル保育園となり、園の実践する保育が他園へ広がっている。園長は、保育の各場面で職員の意見を吸い上げることを重視しており「子どもが自分で考える」と同様に「職員が自分で考える」ことを要求し、保育の質の向上につなげている。

◆経営の改善や業務の実効性を高める取組み

法人の経営方針が大きく変更された。これまでの法人主導の園運営から、園の「自立自走」の方針へと変わり、収支情報なども職員に開示し、職員の協力も得ながらエコな園運営に取り組んでいる。園長の裁量で園運営が行われ、保育の質も確実に向上している。

◆利用者満足度の向上

保護者の負担を軽減するための取組み（使用済みおむつ処理、布団や食具の用意など）が行われ、保護者の満足度も高い。栄養士による園独自の献立作成や、行事食、野菜栽培とクッキング保育など、食育活動が充実している。法人発信の研修や発達支援、食農指導員など専門家のサポートも充実しており、職員の学びや保護者への安心に貢献している。保護者の意見や要望等にも前向きな対応がとられ、子どもと保護者の満足度は向上している。

◇改善を求められる点

◆単年度の事業計画の策定

単年度の事業計画は、中・長期計画も踏まえた当該年度の活動内容を反映させて策定することが望ましい。期中での進捗確認や、年度末での活動評価が出来るよう、評価基準（数値目標や具体的な到達点、達成度合い等）をあらかじめ設定しておくことが望ましい。

◆業務の実効性を高める取組み

毎日のミーティングや職員会議、記録簿の作成など、十分な体制が整備されている。反面、ローテーション勤務や時短勤務職員も多く、正規職員が時間（特に事務時間）を作ることが大変そうな状況である。その中でも工夫して作業時間を作っているが、今後、パソコンなどのハード面の充実ができるようであればICT活用も視野に入れ、作業効率を上げていくことで職員の負担軽減を図ることも考えられたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受ける事で、保護者の思いを知ることが出来、今後の課題が見えてきた。評価員の方からも適切にご意見を頂けた為、来年度に向けての方向性が定まった。今後も選ばれる園を目指し頑張りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 法人の保育理念・保育方針を施設内に掲示、職員は常に目にすることができる。保護者や入園希望者にはホームページやパンフレットを利用して広報している。園独自に保育目標を策定し、ルールや約束事を明確にした上で子どもの「主体性を大切に」一人ひとりに寄り添い、子どもの伸びようとする力を支えることで、子どもが自ら考えて遊びや活動ができる保育実践に取り組んでいる。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 市内全園の園長が参加する園長会や近隣エリアの園長が参加する園長会が毎月開催されている。市の保育行政に関する情報や、地域の保育環境の変化などの情報交換・収集を行っている。法人の園長会やエリア担当者を通して法人本部へ情報提供し、分析して園運営に反映させている。今年度からは園の「自立自走」方針となり、法人本部からの情報提供により、園でも運営状況の把握・分析に取り組んでいる。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 駐車場問題や園舎の老朽化対応、安全対策など、経営課題は毎月、法人本部に報告し対応を検討している。2階の階段降り口に転落防止柵が設置されていなかったが、今年度、市に設置を要請して転落防止柵が設置され子どもの安全確保に繋がっている。老朽化対策に対しても「すべては子どもたちの笑顔のために」市や法人に改善要請し、安全・安心の下で保育が行えるよう取り組んでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 将来的な「園のあるべき姿」を想定、人材育成や地域交流、災害対策などのカテゴリー別に中・長期計画が策定されている。園は市の指定管理者制度での運営であり、5年後にはプロポーザル選考が予定されている。今後5年間は、次回プロポーザル選考への準備計画も必要となる。継続して指定管理を獲得するための活動を中・長期計画に反映させ、組織的に活動していくことが望まれる。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 収支計画を含め前年度の実施結果を参考に、実施する事項を中心とした事業計画を策定している。単年度の計画には、中・長期計画に基づく当該年度の活動事項を反映させることが望まれる。また、単年度の計画では活動期間が1年に限定されることもあり、年度末に活動評価するための評価基準（数値目標や達成度合い）をあらかじめ明確にしておくことが望ましい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 保育計画や事業計画を中心に、職員会議などを通して実施状況の進捗確認や実施内容の評価・見直しを行い、次回実施時の改善に繋げている。事業計画の各活動は経営・管理層だけの活動ではなく、地域交流など普段の保育活動の中で、職員が活動主体となるケースも多くあると思われる。事業計画に基づく活動に職員の参加を促し協力を求め、園全体での活動としていくことが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 事業計画は、保育理念や保育内容など入園説明会や保護者参加行事などを通じ、口頭説明や写真などを利用して保護者への周知を図っている。事業計画自体は、保護者の関心も薄い傾向にあるため、保護者の関心を高めるためにも動画なども活用し、ホームページのブログ機能やメールなどの情報発信ツールも工夫し、保護者が目を通す機会を増やしていくことが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	㉒ ・ b ・ c
<コメント> 子どもが主体的に活動できる保育環境づくりに取り組んでいる。今年度はビールケースを利用し、子どもが創造力を働かせ遊び方を工夫して楽しんでいる。この保育の取組みを公開保育に取り上げ、市のモデルケースとなって他園へも広がり、定期的な活動報告も行われている。他園の活動を参考にして自園に取り入れ「保育の質の向上」を図っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 毎年、第三者評価を受審し、自己評価や評価結果を基に職員会議やミーティングなどを通して園として取り組むべき課題を明確にしている。改善実施事項については、園全体での共通理解とするためにも必要に応じて単年度計画に反映させ、職員の協力も得ながら計画的・組織的に活動できるように工夫していくことが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>職務分掌は、年度初めの職員会議を利用して職員に周知するとともに、事務室にも掲示している。職員の職種や職務の内容は「運営規程」にも明記され、保護者も随時確認できる。園長不在時や有事（事故・災害時）における権限委任は各マニュアル・手順書に明文化するとともに、避難訓練や防犯訓練などを園長不在想定でも実施し、職員周知を図っている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>法人内にコンプライアンス委員会が設置され、法人本部主導で法令順守に取り組んでいる。法令やガイドラインの改正時には法人内の園長会で研修が行われ、他園での事件・事故発生時には随時、情報展開され、必要に応じて職員への周知が行われている。法人本部で作成されるマニュアル・手順書は、園に合わせて加筆・追記して使用し、様式は市の様式と法人様式を併用した運用を行っている。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>異動や育休からの復帰など職員の変動があったが、誰がどのクラスに入っても同じ保育が実践できるように取り組んでいる。職員一人ひとりが毎年「目標管理シート」により年度目標を設定し、四半期ごとに面談を行い進捗状況や活動評価を行っている。アルバイト職員にも各種研修参加を促し、正規職員に限らず園全体での「保育の質の向上」に取り組んでいる。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園運営に関しては法人本部主管としていたが、今年度から「自立自走」を目指し、収支計画などを園独自でも管理し、職員とともに毎月の経費などを確認している。職員が現状を知ること、無駄を省いたエコな園運営に取り組んでいる。保護者とのコミュニケーションについては、従来からの登降園管理システムの機能を活用し、各種情報発信するなど、保護者・職員の負担軽減にも取り組んでいる。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>毎年10月末までに職員の来年度の就労意向の調査を行って法人本部に報告し、必要に応じて法人本部で人材確保を行っている。年度途中で人材が不足した場合は中途採用を行うほか、他園からの異動やヘルプで対応している。園では、働きやすい職場環境とすることで離職防止に取り組んでいる。今後、時短勤務が増える傾向にあり、アルバイト職員の活用や加配の増員などの検討が望まれる。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育人材育成ビジョン」が策定され、各階層における「期待する職員像」が明記されている。職員一人ひとり、毎年このビジョンを参考に個人研修計画を作成し、研鑽に努めている。人事管理システムが導入され、取得した資格や受講した教育・訓練なども一括管理されている。法人内で、管理者養成研修や専門性の高い研修なども用意され、キャリアアップする仕組みも構築されている。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長は職員の有給休暇取得や時間外労働などを管理し、職員の就業状況を把握している。各クラス特有の業務負荷については、時短職員やアルバイト職員、フリー保育士などの協力を得ながら補完する体制が整えられている。定期的な個人面談のほか、随時相談できる時間や雰囲気づくりをしている。園長・主任は常に目を配り、職員が心身共に健康な状態で保育実践できる環境づくりに取り組んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年「保育人材育成ビジョン」を基に職員一人ひとりが「目標管理シート」により年間目標を作成し、四半期ごとに個人面談を実施して活動評価をしている。設定する目標は、各職員の思いや現状の問題点・課題改善により決められ、研修・教育の奨励など、職員個々に合った育成に取り組んでいる。取得した資格や受講記録は系統的に管理されている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育人材育成ビジョン」に基づき、法人内で階層別のほか専門性の高い知識・技術習得にむけた研修が行われている。研修受講後はレポートを提出するとともに「受講アンケート」を基に以降の研修内容に生かす取り組みも行われている。研修実施はオンラインや動画配信なども活用され、受講希望者が誰でもいつでも受講できる仕組みが取られている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人内研修は階層別、専門知識・技術の習得のほか、危機管理やコンプライアンス順守など多様なカリキュラムが用意されている。短時間勤務の職員も受講できるように動画配信もされるなど、受講したい職員が受講したいときに受講できるよう配慮されている。市開催の研修に関しても、必要に応じて回覧や声掛けをすることで受講を促している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生受入れガイドライン」が策定され、市を窓口として毎年実習生の受入れを行っている。近年では、養成校から直接受入れ要請も受け付けている。受入れに際しては、事前に担当職員に口頭で注意事項や実習カリキュラムの確認など行っている。「実習生受入れガイドライン」に、園内での事前確認や事前に行う事柄なども追記しておくことが望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページや「保育のしおり」を利用し、保育方針や保育内容などを公開している。毎年、第三者評価を受審し、運営の透明性を確保している。苦情・相談は、園長が解決責任者となり第三者委員の選任なども周知されている。苦情に関しては、保護者向けの送迎用駐車場がなく、近隣から送迎時の保護者の車の問題が挙がっている。市と継続協議が行われており、区長を通して周辺住民への説明も行われている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人内の規程に基づいた適正な園運営に努め、起案者と承認者を分けて内部不正防止を図っている。年1回の県の監査のほか、毎月、法人内で財務や保育業務に関しての内部監査が行われている。近年は、指摘事項はないが、指摘事項に関しては都度改善が行われている。施設設備の補修・修繕事業者は、法人本部や市に相談しながら地元事業者を選定している。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍にあり、地域との交流が難しい時期ではあるが、保護者会の協力を得ながら地域交流を図っている。今年は園庭で和太鼓の演奏会を行ったり、近隣のJA（農協）に子どもが買い物に出かけるなど、散歩以外でも子どもが地域と交流できる機会を増やしている。地域交流を広げる取組に関しては、単年度計画にも反映させ、組織的・計画的に実施していくことが望まれる。</p>				
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>園の畑は地域の方が手伝ってくれている。中学校の職場体験のほか、今年度は実施できていないが高校生の体験保育の受入れなど、地域の学校教育に協力して連携強化に努めている。地域住民に散歩ボランティアへの登録を促している。ボランティア受入れに際しては「ボランティア受入れガイドライン」が策定され、安全に交流できる仕組みがある。</p>				
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>「防災関係機関関連一覧表」に園と関連のある機関を一覧化し、連絡先などを文書化している。近年は、発達支援センターと連携するケースも多くなっており、情報交換だけではなく発達支援センター職員の訪問なども受けている。虐待が疑われる子どもに対しては市の担当部署と連携した対応に努め、子どもが健やかに過ごせるよう、虐待やネグレクトの兆候を見逃さないよう取り組んでいる。</p>				
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	ⓐ	b	c
<p><コメント></p> <p>未就園児対象の「ほほえみ広場」では、子育ての悩みや相談を受け付け、それぞれ個別に対応している。小学校とは幼保小連絡協議会での情報交換を行い、気になる子どもに関しては、小学校の支援担当教諭が園を訪問して確認するなど、連携強化を図っている。地域の親子の友達づくりや情報交換、子育ての悩み相談などの子育て支援を実践する中で、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント></p> <p>未就園児対象の「ほほえみ広場」や20時までの延長保育、障害児保育など、地域の福祉ニーズに基づく事業を行っている。保護者会や地域コミュニティと連携し、地域活性化にも取り組んでいる。定期的な活動は行事計画に組み入れ、新たな活動は事業計画に盛り込んで活動を検討するなど、組織的に進めることが望ましい。関連機関とも連携し、広域災害時におけるBCP（事業継続計画）策定を期待したい。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもを尊重した保育については「保育理念」や「保育目標」の中で示されている。保護者に向けては「保育園のしおり」で知らせている。保育所内で共通認識を持って保育できるよう、主任が中心となった学年ごとの園内研修を行っている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<コメント> 子どものプライバシーの保護に関しては、法人・市それぞれにマニュアルが整備され、遵守して保育が行われている。法人によるリモートでの研修のほか、年2回の振り返りの機会を設け、子どもの権利擁護に関しても保育の見直しを定期的に行っている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<コメント> リーフレットやホームページ、ブログを通じて園の情報を知らせている。また、それらの情報を誰でも見られるように工夫して発信している。新規に入園を希望する保護者には、園のホームページから園見学の予約ができるようになっている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<コメント> 市共通の「保育所のしおり」園独自の「入園のしおり」の2種類のしおりがあり、保護者には入園時に詳細に説明を行っている。内容も保護者に分かりやすく丁寧に記載されている。また、保護者の同意書も保管され、いつでも確認できるようコピーを保護者に渡している。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c
<コメント> 転園時の保育引継ぎは、市共通の様式が用意されており、市を通じて確認しあえる体制が整っている。卒園後の相談窓口を設置し、卒園式前に書面で知らせることで保護者の安心につながっている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもや保護者の満足度を把握するために、行事ごとに保護者アンケートを取っている。結果をまとめ、改善点とともに保護者へ知らせている。また、課題となる意見があれば職員会議でも取り上げ、園内での周知や改善に役立っている。		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは「園のしおり」に記載されており、入園時に保護者に説明している。また、園の入り口にも掲示され、誰でも見られるようになっている。苦情の記録は市と法人にも報告されている。苦情内容は送迎時の駐車問題がほとんどである。職員の交通整理や保護者の協力もあり、何とか凌いでいる状況であるが、根本的な解決に至るには、市に対しての一層の働きかけが必要となる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者の送迎時に対して積極的なコミュニケーションを心掛け、子どもの日々の姿を知らせている。低年齢児には連絡帳で様子を知らせ、保護者からも意見を言いやすい環境を作っている。個別懇談会を行い、保護者の仕事時間にも配慮した時間設定を行い、より多くの保護者が参加できるように配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や苦情に対して、その場で担任が対応を行い、担任だけで解決できない内容の場合は、主任・園長も加わり、時間や場所にも配慮して相談が行われている。また、相談から解決までの流れが記録され、職員会議や毎日のミーティングで報告もされている。法人には「子どもの発達相談」の支援チームがあり、相談ができる仕組みがある。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>安心・安全な保育は法人理念の主要な部分であり、法人による安全推進委員会が設置され、定期的な研修が行われている。毎月の安全チェックに加えて抜き打ちチェックも行い、日々の安全管理に努めている。マニュアルも整備されており「アクシデント報告書」の作成、それを法人全体の園で共有し、勉強会につなげるなど、再発防止にも努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と対応のマニュアルがある。法人が作成する「保健だより」で保護者への情報提供を行い、予防方法や対処法を知らせている。「健康チェックカード」で、毎日、家庭での体温測定や健康状態の記入を依頼し、園と家庭相互の情報交換を密にしている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者に配付する「保育所のしおり」で、災害時の避難場所を知らせている。現在の避難場所について、場所が遠いため緊急の場合を想定して、小学校を避難場所とすることを検討するなど、現状を把握した計画の見直しも実施されている。「備蓄リスト」にアレルギー用のものが分かりやすく記載されており、非常時に誰が見ても分かるように工夫されている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「業務マニュアル」が職員室に置かれ、各クラスにも必要なマニュアルが置かれており、すぐに確認できるようになっている。主体性を大切に保育へ方向を変えつつあるところだが、新入職員や育児休暇明けの職員の戸惑いが無いよう、支援プランを充実させることを期待したい。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 標準的な実施方法の作成や改定作業は、法人本部が主管して行っている。変更がある場合はWEBで配信され、園長会議で変更内容の周知も行われている。園長会や、法人の選抜保育士による委員会などで見直しが行われている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 低年齢児は個別指導計画を作成し、幼児は4期に分けた「児童票」を活用してアセスメントを行っている。指導計画は担任が決め、学年ごとの会議にかけ、さらに主任が確認して評価・分析を行い、次期へつなげている。特別な配慮や支援の必要な子どもに対しては、法人内に支援チームがあり、専門分野の支援も受けられるようになっている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 指導計画の見直しについては、主として担任と主任との間で話し合いが行われ、園長の承認を得て決定する仕組みである。緊急に変更が必要となった場合は、職員会議やミーティングで周知されている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 子どもの発達状況や生活状況は「保育に関する記録」や「指導計画」「個別指導計画」等に記録されている。計画に変更があった場合は、会議や毎日のミーティングで周知し、参加できなかった職員には「会議録」を回覧している。低年齢児の連絡帳も複写式で、日々の姿のみならず、今までの細かな姿も書面で確認できるようになっている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「個人情報保護規程」が整備されており、取扱いの動画研修を職員全員が受講して共通理解が持てている。保護者に入園時に確認のサインをもらう個人情報使用の同意書は、確認のためのコピーを渡し、変更がある場合は伝えてもらうように配慮している。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は市内統一で園長会議で策定され、園独自の部分に関して書き換えを行っている。毎年、新年度には昨年度の評価・反省を反映させて策定しているが、さらに新年度の担任が見直しを行い、変更点等を職員会議で検討している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>低年齢児のトイレを洋式に変え、使いやすようにした。また、2階の階段への降り口に、階段事故や飛び出し防止のための柵を設けた。現在の環境の中で安全対策を考えながら、子どもたちが心地よく過ごせるような工夫が感じられる。園庭の遊具の工夫（ビールケースの活用）など、職員で学びあいながら、子どもの主体性が育つ保育を実践している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>主体的な保育へ移行して3年目となり、保育室の枠に捉われず、好きな遊びが見つけられるような保育を目指している。一斉保育から流れのある保育へ移行し始め、子どもの姿を職員間で共有し、連携をもって子どもを尊重した保育を行っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>排泄など、それぞれの子どもの様子や状態から、一斉ではなく個々に配慮して行っている。排泄や着替えの際には目隠しを付け、安心して焦らずに行えるような配慮もある。指導計画からも「自分でやろうとする気持ちを大切に」という保育の方針を読み取ることができる。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの主体性を大切にしたい保育を始めて3年が経ち、市の研究発表にも同テーマで発表している。園のルール作りの最中で、わたり棒の使い方など、年齢ごとに定めて表にしている。また、期ごとに話し合いを行い、子どもの様子から書き換えと周知を行っている。園全体が共有できるようなシステム作りが始まっているが、職員すべての周知・詳細の共有について、発信方法を構築されたい。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>連絡帳で家庭との連携を密にし、複写の連絡帳が子ども全員について保管してある。個別の保育計画があり毎月作成している。発達に応じた玩具を用意し、事故防止や健康にも留意している。離乳食に関しては、段階が進むたびに栄養士をはじめ関係職員全員で保護者も含めて話し合いを行い、子ども個々の献立計画を立てている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが自発的に遊べるように環境を工夫している。園庭は広いが、幼児組と時間を分けて園庭を使うことで、3歳未満児も安心してゆっくりと遊べるような配慮もある。個別の指導計画もあり、連絡帳の複写も一人ひとり保管してある。様々な配慮と工夫を凝らし、子どもの成長や保護者の思いの振り返りがしやすい仕組みとなっている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 今年度は運動会や発表会が開催され、今までの活動を保護者に見てもらうことができ、喜びとともに成長を感じてもらうことができた。園での活動の成果を発信し、保育活動への保護者理解につなげている。地域の協力で畑の種まきや管理をしてもらい、子どもたちが芋ほりや大根の収穫を体験した。それらを使ったクッキング保育を取り入れ、食育につながる活動が充実している。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもが在籍する保育園に、法人の「発達支援チーム」が巡回して支援するシステムがある。市の児童発達支援員による電話相談や訪問相談の制度もある。障害児保育が、園に求められる「個を大切に保育」の基本にも通じるとの考えから、障害についての研修にも積極的に参加し、保育の質の向上につなげている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p><コメント> 早朝・延長保育へ移行する際に引継ぎ用の連絡ノートで、もれなく情報の引継ぎができるようにしている。職員間は、事務室の連絡ノートに目を通すようにしている。また、午後3時頃に提供するおやつも、すべて栄養士による手作りに対応している。延長保育の年間指導計画もあり、クラスの指導計画とも関連付けている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ② ・ c
<p><コメント> コロナ禍で小学校との交流がなくなったが「お手紙ごっこ」で文字に興味を持たせるような取組みをしたり、毎日の朝の会でデイリーニュースを発表する場を作っている。子どもたちに対し「小学校への期待が持てる体験をさせたい」との職員の強い思いがあり、コロナ禍でも実現できる内容を、小学校とも連携して検討する場を設けられたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「健康の記録」が整備され、保護者からの情報、園での情報を加えて管理している。保護者には、法人で作成している「保健だより」を月1回配付し、健康に関する情報を提供している。昼寝時には「視診表」に昼寝の状態から傷の有無までを記入し、0歳児は5分毎、1、2歳児は10分ごとにチェックをしてSIDS（乳幼児突然死症候群）の予防に努めている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診の結果は書面で保護者へ伝えられている。異常があった際にも、病院へ行くように書面で伝えている。保護者への啓蒙活動として「6歳臼歯」が生え始める4歳児の保護者への「親子歯磨き教室」が行われ、永久歯の大切さを知ってもらう機会を作っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> 医師の指示書に従い、必要のある子どもにはアレルギー代替食の提供を行っている。提供時は、栄養士と職員の2重のチェックをしている。また、エピペンの必要な子どもへの対応として、職員全員がエピペンの打ち方の研修を受け、市のエピペン研修には代表の数名が参加している。変更があった際には、会議で職員全体に周知している。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	③ ・ b ・ c
<コメント> 栄養士が食育計画を作成している。栄養士や調理員の人数も多く、献立もおやつもすべて手作りで行われている。育てた野菜を使った給食によって子どもが食に興味を持ち、おいしく食べられるよう工夫している。また、給食メニューに「ジブリのお弁当」や「ジブリのパン・クッキー」など、遊び心も入った楽しい給食が提供されており、子どものみならず保護者からも好評を得ている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	③ ・ b ・ c
<コメント> 献立は、栄養士の会議で作成されている。行事食が月に1度あり、見た目でも楽しめたり、行事に興味を持てるようにしている。献立にはコメント欄があり、担任が喫食の状況を記録している。その内容を会議で話し合い、以降の献立作成につなげている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a ・ ③ ・ c
<コメント> 送迎の際に子どもの様子を伝えたり、家での様子を聞くことで、話しやすい雰囲気を作っている。家庭からの相談には、園長・主任に報告し、園全体で対応できるようにしている。しかし、アンケートの結果から、伝え方に満足のかない保護者もあり、職員の伝え方によって評価が分かれている。どの保護者、どの職員であっても同じ対応ができるような体制や方法を工夫されたい。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	③ ・ b ・ c
<コメント> 家庭の状況等にも配慮し、個々に応じた対応がなされている。相談があった場合には、担任のみならず園長・主任や関係職員も参加した懇談が行われる。時間や場所にも配慮し、懇談内容はミーティングや会議で伝えられ、全員が周知できるように心がけている。また、懇談内容も記録され、保育に活かされている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	③ ・ b ・ c
<コメント> 毎日の視診や身体測定などで、虐待の早期発見に努めている。些細な兆候であっても、職員間で情報を共有している。虐待が疑われる場合の対応もマニュアルが定められており、そのような場合には、市の児童家庭グループや児童相談所と連携を取り、適切な見守りや報告等を行っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ③ ・ c
<コメント> 職員個々に自己評価を行い、園長と定期的に面談を行っている。職員個々に対しての評価・反省はあるが、全体での話し合いの充実には課題が残る。時短勤務の職員も多く、全員で話し合う時間を設けることが難しくなっている。今年度はミーティングの時間を設け「保育」を話し合う機会を作って実践の振り返りを行っている。その取り組みから、若い職員の意見を引き出し、学びに繋がることを期待したい。		